

ながら町議会 だより

編集 長柄町議会広報編集特別委員会

議会の会議録は町ホームページで公開しています。

URL : <https://www.town.nagara.chiba.jp/site/gikai/.html>

スマートフォンはQRコードから



主な内容

第4回定例会

定例会で決まったこと	19
Slow for Kids宣言について	19
長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告	23
一般質問(5名)	24

第4回 定例会

令和7年長柄町議会第4回定例会は、12月4日から10日の7日間を会期として開催されました。提出された議案11件は、すべて原案のとおり可決されました。

長柄町 Slow for Kids 宣言

12月4日に「Slow for Kids」宣言をしました。

子どもたちの安全・安心を守るため、車を運転中に子どもの姿を見かけたら、運転手は速やかに減速し、子どもたちが安全に通行できるように、できるだけゆっくりした速度で通り過ぎよう、町のローカルルールとして運転手に協力を呼びかけるものです。

交通ルールを遵守して子どもたちが安全・安心に暮らせる町を目指しましょう。

第4回定例会 議案等審議結果一覧

議案名	議員名	結果			金坂 光章	宮坂 陽一郎	佐久間 繁英	神崎 清美	岡部 弘安	鶴岡 喜豊	池沢 俊雄	本吉 敏子	古坂 勇人	高橋 智恵子	三枝 新一
		議決 結果	賛成	反対											
議案第1号	長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第2号	長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第3号	長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	8	1	○	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第4号	長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第5号	長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第6号	長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第7号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部 廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第8号	令和7年度長柄町一般会計補正予算(第4号)	原案可決	8	1	○	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第9号	令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第10号	令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	9	0	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第11号	令和7年度長柄町一般会計補正予算(第5号)	原案可決	8	1	○	×	○	○	○	○	○	○	欠	○	—

※ ○…賛成、×…反対、欠…欠席、退…退席、除…除斥、議長は裁決に加わらないため「—」で表示

条例の制定および一部改正

議案第1号 長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の制定について

令和8年度から全国一斉に開始される、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満が利用できる乳児等通園支援事業について内閣府令で示された基準に参酌して、事業を行おうとする事業所の設備及び運営に関する認可や確認基準となるものです。

議案第2号 長柄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年10月1日の児童福祉法の一部改正、また関連した内閣府令に基づき所要の改正を行おうとするものです。

議案第3号 長柄町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号で上程された長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例などにより、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業を長柄町幼保連携型認定こども園で実施するため、同園における実施事業に追加するための所要の改正を行うものです。

議案第4号 長柄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本改正は、児童福祉法改正による、本条例が引用している同法の虐待防止条項の条構成の変更による改正によるもので、引用先の条項については同法第33条の10各号となっていたところ、法改正後は第33条の10第1項各号となることから、改正後条項に合わせて変更するものです。

議案第5号 長柄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本改正は、議案第2号長柄町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と関連し、概ね同様の改正内容となっています。

議案第6号 長柄町子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例の制定について

本改正は、議案第1号で上程された長柄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例などにより、令和8年度から実施される乳児等通園支援事業について、同事業を行おうとする事業所に係る児童福祉法における認可又は子ども・子育て支援法における確認を、長柄町子ども・子育て審議会において行えるようにするため、当該手続きを手掌することを条例上で明記するものです。

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

本案は、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

補正予算

議案第8号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額に4935万5千円を追加し、予算総額を49億2717万円とするものです。

主な内容は、任期付職員が会計年度任用職員へ任用が替わったことや実働職員の減少などによるパートタイム会計年度任用職員の増員に伴う人件費の増額補正を行うものです。

また、介護サービス利用者の増加に伴い、介護保険特別会計への繰出金を増額補正するものです。

このほか、障害福祉サービス利用者の増加に伴う障害児入所等支援事業費の増額や、管外保育業務費の増額、また各施設の維持補修を実施するものや、法定点検における消防用設備の交換工事費用などの予算を計上します。

議案第9号 令和7年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)

介護サービス利用者の増加に伴う保険給付費及び地域支援事業費を増額補正することから、歳入歳出予算の総額に1億2353万円を追加し、予算総額を9億9288万5千円とします。

議案第10号 令和7年度長柄町下水道事業会計補正予算(第2号)

合併浄化槽設置者への配水管の設置及び単独浄化槽と汲み取り式の撤去に係る補助金関連の予算区分の変更やブロワーの故障や生物ろ過層内の機器不良等の発生による浄化槽修繕費を増額補正するもので、予算総額として事業収益1億9332万1千円、事業費用1億6746万1千円、資本的収入1723万9千円、資本的支出4939万円とします。

議案第11号 令和7年度長柄町一般会計補正予算(第5号)

財産管理費のうち脱炭素化推進事業に係る経費について、年度内に事業の完了が見込めないことから繰越明許の設定を行います。



長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告

定例会の冒頭に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から令和7年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告がありました。以下、要約したものを掲載します。

令和7年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は8月29日に開会し、以下の議案について審議し、同日に閉会しました。

認定案第1号	令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定案第2号	令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定について
認定案第3号	令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について
認定案第4号	令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定について
議案第1号	令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第2号	令和7年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
議案第3号	令和7年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1号)
議案第4号	令和7年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算(第1号)
議案第5号	長生郡市広域市町村圏組合水道事業特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第6号	使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	長生郡市広域市町村圏組合特別会計条例を廃止する条例の制定について
議案第9号	契約の締結について ((仮称) 西消防署庁舎建設工事)
議案第10号	変更契約の締結について (新最終処分場土木建築工事の契約金額の変更)
議案第11号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

以上、議案11件を審議し、すべて原案のとおり可決・同意されました。

認定案4件については決算審査特別委員会に付託され、委員全員の賛成をもって認定されました。

あなたも議会を傍聴しませんか

(次回定例会は3月3日(火)からの予定です。)

※当日傍聴を希望される方は、役場3階議会事務局までお越しください。

町ホームページから本会議のライブ配信や会議録を見ることができます。

町民の皆さま方のご意見、ご要望等ありましたら議会事務局までご連絡いただければ幸いです。

問い合わせ先 議会事務局 ☎ 35-2438

宮坂 陽一郎 議員（二問一答）

1. CO2パイプライン敷設について、町民全員に説明会を開示していないのはなぜか理由を伺いたい。

答 町長

「首都圏CO2事業」から案内文の配布希望を受け自治会配布物に含めたものであり、配布範囲については先方依頼に基づいています。

問 議員

科学論文ではCO2の濃度が約10%を超えると数十秒で意識喪失すると明示されている。米ではこの20年で百件以上の漏洩事故が発生。CO2濃度が上昇すると救急車両を含めエンジンが止まり、救助不能となる条件が揃っているが、漏洩事故が起きた際の具体的救助方法を伺いたい。

答 企画財政課長

今後事業者からの説明を受け安全対策を行う予定で、現

在は特に考えていません。

議員

住民の生命を守る町としての責任を放棄していると言わねるを得ない。

2. 11月より開始された「なごみライド75」について

問 議員

このサービス内容は、町長が公約として掲げた高齢者に対する無料移動サービスの内容と同一か伺いたい。

答 町長

これは、公約に掲げた75歳以上の高齢者のための町内移動無料タクシーの実現に取り組みものです。

問 議員

令和8年3月までの実証運行で何を確認するのか。

答 町長

本格導入に向け、費用対効果、導入前の問題点の洗い出

し、上記を踏まえた実現可能性の確認で、その効果や課題を検証するものです。

問 議員

そもそも町民の要望を反映したサービスなのか。バス路線が廃止になったが町民に説明もない。同等以上のサービスを町が提供するのが使命と思うがいかがか。

答 福祉課長

バスは廃止でなく休止しています。また、タクシーチケットの助成事業も行っており、それが足りるという意見もいただいています。

3. なごみ温泉の利用状況について伺いたい。

問 議員

ながら温泉の収支を過去3年間について伺いたい。

答 町長・福祉課長

「ながら温泉」は、福祉センターの施設の一部であり、経費は、施設全体の利用実績で請求されています。福祉センターとしては、令和4年度収入2993万円、支出18665万円。

令和5年度収入555万円、支出2391万円。令和6年度収入747万円、支出2471万円。千円以下四捨五入

問 議員

ながら温泉過去3年間の利用者実人数を、町内・町外在者に分けて伺いたい。

答 町長

令和6年度実績で延べ2万人のご利用がありました。個人を特定する情報がなく、実人数による集計は実施不可能です。

議員

事前に福祉課に同姓であればカウント可としており、最大利用者数は出るはず。昨年度も1500万以上税金を使っている。町民の血税で運営されており、どれだけの町民が利用しているかを把握する義務がある。延べ人数では意味がない。利用者が少ないと仮定し、なぜ少ないのか、例えば行く足がない、料金が高いなどの理由を調査せず、多額の税金を少数の人だけのサービスにしているのは問題。

4. 旧水上小学校の売買契約書について伺いたい。

問 議員

工事のリスケジュールが複数行われているが、各々の遅延理由とその事実確認の結果を伺いたい。

答 町長

これまでに4回の延期申し出を受理しており、これらの各延期申し出理由として決算書、各種資料、資金計画等、慎重に確認しました。

問 議員

旧水上小学校の売買契約書において定められている5年間の事業継続義務に関して、どのような担保を設けるのか伺いたい。

答 町長

売買契約書第9条に当該義務が定められています。5年間の事業継続義務に関する履行確保の担保を別で設定することや、契約の再締結は、現時点では予定しており、不測の事態が生じた場合は、適切に対応します。

鶴岡 喜豊 議員（二問一答）

1. 長柄町情報公開条例・長柄町使用料及び手数料条例について

問 議員
条例の別表にあるA3版1枚300円の根拠を伺う。

答 町長
情報公開における手数料の考え方は、請求者が負担するという「応分の負担」で、請求のあった行政文書の探索・抽出・開示・不開示の審査などに要する人件費などと考えられています。

問 議員
条例の別表にカラーコピーの単価が表示されていないが、単価は同じ金額か伺う。

答 総務課長
同じと考えているつもりです。

問 議員
白黒とカラーの単価は、コ

ンビニでも違うのに、同額なのはおかしいと思わないか伺う。

答 総務課長
長柄町物品売払等料金を定める要綱では、白黒1枚10円、カラー1枚50円となっています。

問 議員

料金を定める要綱に、白黒10円カラー50円となっていて、使用料及び手数料条例に白黒300円と表示されているから白黒1枚当たり300円徴収するのではないか、私が調べた長柄町の近隣の情報公開条例に表示されている単価を提起させてもらうと千葉県、白黒10円・カラー20円・市原市、白黒10円・カラー50円・長南町、白黒10円・カラー50円・茂原市、白黒10円・白黒300円と30倍の単価で高いと考えないか伺う。

問 副町長

情報公開制度というのは、国民の知る権利を保障し、行政の透明性を高め、行政の説明責任を果たすために制定されたものですが、大量の開示請求が頻発し制度の乱用・職員が疲弊が課題となっていることを受けて請求者に応分の負担を求めている一方で、手数料の過度な負担は、情報公開制度を損なうものであります。他の団体の事例を参考に取組みたいと考えています。

問 議員

地方公共団体の戸籍の謄本・抄本の1通の交付手数料450円などは、手数料の標準に関する法令に定められているのでこの市町村でも同額で、その他の手数料も差がなかった。しかし長柄町の情報公開の手数料は、白黒1枚300円で、全部の請求で27万円になると言われ、これでは情報公開を請求出来ず、情報公開条例第1条の目的に抵触していると考えないか伺う。

答 総務課長

指摘を受け、条例の目的を遵守するよう改めます。

問 議員

長柄町の情報公開の手数料は、1枚300円で他の公共団体の手数料と比較して、常識の範囲を超えた高額な料金で、他人の財産によってかなりの利益を不当に長柄町は受け、民法703条不当利得の返還義務に該当すると考えられるが、今回、請求した情報公開の手数料300円と10円の差額を返還する考えがないか伺う。

答 総務課長

返還する予定はありません。

問 議員

日本の法律の根源の中の民法703条に不当利得の返還義務が定義されている。

答 副町長

裁判所で、法令に違反しているという判断があれば損害賠償をさせて頂きます。

問 議員

都市農村交流センターの指

定管理事業費2,600万円の契約内容を議会で質問しても、「歳入歳出は全て把握しており、妥当な精査はできている」という答弁で終わり、議会議員として、管理内容の確認のため開示請求する場合には、減免の対象にならないか伺う。

答 総務課長

対象となりません。

・その他の質問

2. 公職選挙法第40条 投票所の開閉時間について

令和8年8月の町長選挙・議会議員補欠選挙は、2時間短縮して、午後6時までとし経費の削減、職員・立会人の負担を軽減する考えはないか伺う。

3. 立鳥団地について

建設年度・費用、カビの原因・除去対策、空き家になった立鳥団地の取り壊し、跡地の利用について伺う。

金坂 光章 議員（二問一答）

1. 町内ごみステーションの設置状況と問題点について

問 議員

①現在、町内へのごみステーションの設置個所は何か所あるか。また、設置に関しての基準（ガイドライン）はあるのか。

②不法投棄の対策として監視カメラを設置した場合、町からの補助制度はないのか。

答 町長

①町内のごみステーションの設置個所数および設置に関する基準についてお答えします。

現在、町内には177か所に自治会などが設置したごみステーションがあります。

内訳は、可燃専用が80か所、可燃以外が23か所、全てのごみ兼用が74か所となっております。

また、設置に関しての基準

は、実際に使用する戸数がおおむね10戸以上あること。

ごみ収集車及びごみ収集業者が、円滑に収集活動することができ、交通上支障がないと認められる場所であること。

維持管理が地元自治会などによって適正に実施されると認められる場所であること。

ごみステーションを設置する場所の土地所有者の同意を得ること。などとなっております。

②監視カメラ設置は、近年、不法投棄被害への対策として一定の効果が見込まれる一方で、設置場所の多様性や管理主体が自治会である点、個人情報保護上の配慮、さらには町内全域にわたる公平性の確保など、多面的な検討が必要となる課題を抱えております。

とりわけ、補助制度を新た

に創設する場合には、全自治会を対象とした制度設計が求められ、補助範囲・基準・維持管理の責任区分など、整理すべき事項が多岐にわたることから、現時点では制度化に向けた具体的な予定はございません。

しかしながら、町といたしましては、地域の皆さまが安全で安心して生活できる環境づくりは重要な課題であると認識しております。

今後とも、地域から寄せられるご意見や他自治体の取組状況を注視しながら、地域防犯・環境対策のあり方について引き続き研究してまいりたいと考えております。

2. 町内に設置されている防犯設備について

問 議員

①防犯灯の年間の設置予定数は、何基ほどか。

②防犯灯のLED化の現在の進捗状況はどのくらいか。

③道路環境の変化による防犯

灯の移設は可能なのか。

④現在、町内5か所に防犯カメラが設置されているが、今後の増設の予定はあるのか。

答 町長

①令和7年度は、既設電柱に共架させるタイプの増設で10基を予定しています。

②現在防犯灯は町内に約1440基あり、そのうち約92%のLED化が完了しています。

③新たに歩道が設置されるなどとして、本来あるべきところでなく、車道側にあるなど効果を発揮できなくなる場合があることは承知しています。

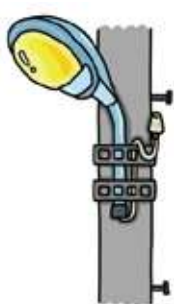
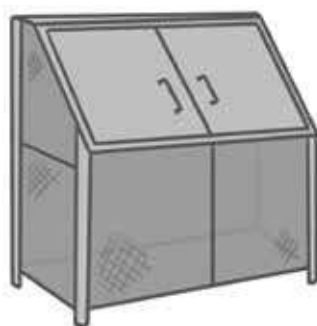
歩道部に電柱がある場合は容易に移設が可能であります。が、ない場合は新たに建柱し電線を引き込む必要がありますので、建設費が高額となることから移設は困難です。

④現在、町内の主要な交差点の5か所に防犯カメラを設置しており、主に犯罪等の追跡のため警察にデータを提供しています。

令和8年度は、立鳥の田吉

団地入口の交差点に設置を予定しております。

今後設置場所を検討しつつ増設できればと存じますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。



高橋 智恵子 議員（二問一答）

1. 10月19日に行われた総合防災訓練の検証について

問 議員

- ①職員や町民の反応、意見は把握しているか。
- ②今後の課題、予定はどのようなか。
- ③役場からの情報発信について
- ④要支援避難者等への対策は進んでいるか。

答 町長

①総合防災訓練は、幹部職員を対象とした実践形式の訓練を行いました。

職員からは、初めて見た、触ったなどの意見もあり、訓練の重要性を再認識しました。

また、町民の方からは、自分の身を守る行動を振り返る良い機会になったとの感想や普段からの防災活動を見直すきっかけになったと思われる

ご意見が寄せられました。

②引き続き、町民の防災意識の高揚を図るとともに、住民の自助および共助意識を醸成すべく、各種防災活動に取り組んでまいります。

③今後は、各地区の特性に応じた訓練等について実施するほか、職員訓練も実施したいと考えています。

④広報紙、回覧板、SNSによる住民への周知のほかチラシを各小中学校へ配付するなど情報を発信しました。

防災情報につきましては人命に係わる内容が数多くあることから、正確かつ迅速な情報発信に努めていきます。

④災害時要援護者登録台帳には、現在88名の方が登録されています。

本来は、個別避難計画に基づき避難訓練も実施すべきですが、現在モデル地区の計画策定に取り組んでいる

ところです。計画策定後は、地域ごとに避難訓練を行いたいと考えています。

2. 防災の観点も含め地域コミュニティの維持について、町としてはどう捉えているか。

問 町長

地域コミュニティの維持は、災害時の共助・初動体制の強化といった安全性の側面だけでなく、子育てや高齢者の見守り地域資源の継承と活用、さらには地域経済の基盤づくりといった多様な側面を包括するきわめて重要な課題であります。

社会の状況の変化に伴い、各種行事の担い手の確保や住民同士のつながりの希薄化といった課題が顕在化している現状を踏まえ、現在ある補助金等をご活用いただき、自治会機能の強化を図るとともに、地域の声を丁寧に伺いながら持続可能な地域社会の構

3. 産業等による地域活性化について

問 議員

- ①地域おこし協力隊の現状と活用方針はどうか。
- ②千葉県中小企業者向け助成金等の活用は充実しているか。
- ③千葉大学カレッジリンクやワークショップなどが町政に活かされているか。

答 町長

①農業分野、林業分野の合計2名の方を任命し、活躍しています。今後も募集を行い移住定住の促進と地域活性化のツールとして、積極的に支援をしていきます。

②本制度は、県が実施するものですが、機会を捉え中小企業の皆さまに本制度の活用を周知してまいります。

③カレッジリンクについては、連携協定を結んでいる千葉大学の学生と住民が一緒に学び、考え、アイデアを出し合って地域の課題解決のた

めの企画を考えるプログラムです。

現在、長柄のお米を使った「ながらをむすび」の開発に産官学連携で取り組んでいるところです。

町長との座談会も新たに実施し、町民の皆さまのお声を聴きながら引き続き住み続けたい、住んで良かったと思つまちづくりを進めてまいります。

4. 家庭用生ごみ処理機の助成金について

問 町長

家庭からの生ごみの減量化と資源化を図るため、コンポスト容器に購入補助を実施してまいりました。

一方で、共働き世帯の増加や住宅事情の変化などから、より簡便で衛生的な電動式生ごみ処理機へのニーズが高まっていることから、現在実施している補助に加え、来年度から家庭用生ごみ処理機の購入補助制度を新たに創設する方向で検討を進めております。